

# 業 務 仕 様 書

業 務 名：足守浄化センターほか脱水ケーキ等分析試験業務

履行場所：岡山市内

履行期間：契約日から令和9年2月26日まで

## 第1章 一般事項

### 第1節 総 則

(目的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務の基本的内容について定める。受託者は仕様書等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(疑義)

第 2 条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

(提出書類)

第 3 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

1. 着手前に提出する書類

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 課税事業者届 | 1 部 |
| (2) 業務着手届  | 1 部 |
| (3) 作業表    | 1 部 |
| (4) 業務責任者届 | 1 部 |

2. 履行期間中に提出する書類

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 業務報告書（分析結果報告書） | 2 部 |
|--------------------|-----|

3. 完了後に提出する書類

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 業務完了通知書 | 1 部 |
|-------------|-----|

4. その他監督員の指示する書類

	1 式
--	-----

なお、提出書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

(秘密の厳守)

第 4 条 業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

## 第2節 現場管理

(災害防止等)

第5条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。

(臨機の処置)

第6条 事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

(有資格作業)

第7条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(使用工具等)

第8条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

## 第2章 特記事項

### 第1節 概要

(業務概要)

第9条 市内5箇所の浄化センター等について、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成6年市規則第82号)第8条第1項に基づき脱水ケーキ等の分析試験を行うもの。

(業務内容)

第10条 受託者は、岡山市職員により採取された試料を、次のとおり検査を行い報告するものとする。

1. 検査項目及び試料  
別紙1のとおり
2. 検体持ち込み時期  
前期は4～6月、後期は10～12月の期間を目安とする。
3. 試験方法  
次の表に定める方法とする。

区分	試験方法
溶出試験	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）に定める方法
全量試験	底質調査方法について（平成 24 年 8 月 8 日 環水大水発 120725002 号）に定める方法

#### 4. 採取容器の支給等

検体の採取に必要な器具や容器は受託者が支給するものとする。

また、検体の回収は、担当職員の指定した場所において行うものとする。

#### 5. 調査結果の報告

受託者は検体の引き取り後、速やかに分析を行うこと。

各期の試料を全て受け取った後、2月以内（年末年始等の長期休業期間を含む場合は別途協議して定める。）に報告書を送付すること。

## 第2節 その他

（注意事項）

第 11 条 下記について注意すること。

1. 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
2. 受託者は、監督員から分析チャート及び計算書等の提出を要求された場合には速やかに提出すること。
3. 本業務実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

試料については、次のとおり。（全11検体）

No.	試料の種類	処理場名	前期	後期
1	脱水ケーキ	足守浄化センター	1	1
2	し渣	旭西排水センター	1	1
3	沈砂		1	-
4	脱水ケーキ	野々口浄化センター	1	1
5	脱水ケーキ	御津中央浄化センター	1	1
6	脱水ケーキ	建部浄化センター	1	1

1検体に係る分析項目は、下表のとおり。

		足守	足守以外
全量試験	pH	○	○
	含水率	○	○
	n-ヘキサン抽出物質	○	○
	総水銀	○	○
溶出試験	n-ヘキサン抽出物質	○	○
	カドミウム又はその化合物	○	○
	シアン	○	○
	鉛又はその化合物	○	○
	六価クロム化合物	○	○
	砒素及びその化合物	○	○
	水銀又はその化合物	○	○
	セレン又はその化合物	○	○
	アルキル水銀化合物	○	○
	有機リン化合物	○	○
	ポリ塩化ビフェニル	-	○
	トリクロロエチレン	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○
	ジクロロメタン	○	○
	四塩化炭素	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	○	○
	ベンゼン	○	○
	チウラム	○	○
シマジン	○	○	
チオベンカルブ	○	○	
1,4-ジオキサン	○	○	